

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和8年4月28日（火）午後1時31分
- 3 閉会日時 令和8年4月28日（火）午後1時57分
- 4 出席者 教育長
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況

原案可決	2件	承認	2件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	その他	0件
- 6 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和8年4月28日(火)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・4月10日(金) 自治制度調査研究特別委員会
- ・4月13日(月) 総務文教委員会
- ・4月15日(水) 第1回広島県市町教育長会議

【学校教育関係】

- ・4月9日(木) 小中学校入学式
- ・令和8年度学校別児童・生徒数等
- ・府中町生徒指導上の諸課題の状況

【社会教育関係】

- ・4月25日(土) 公民館開講式

日程第3 報告第1号 代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」

日程第4 報告第2号 代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」

日程第5 第1号議案 府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

日程第6 第2号議案 府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	中本 孝弘	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育次長兼社会教育課長	砂崎 勇介	教育総務課長	宮脇 理恵
教育総務課主幹	長岡 広憲	教育総務課総務係長	信岡 久美
教育総務課主査	野田 直子		

6 議事の内容

(開会 午後1時31分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告7件です。

まず、会議等3件です。

1件目は、4月10日金曜日に開催されました「自治制度調査研究特別委員会」についてです。新聞等でご存じのとおり、府中町は市制に向けて検討を始めております。自治制度調査研究特別委員会は町議会に設置される委員会で、市制移行についての検討を行うものです。今後の検討事項において、教育関係に関わる事項がありましたら、随時報告いたします。

2件目は、4月13日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、「卒業式及び入学式について」、「小学校・中学校の運動会について」、「令和8年度人事異動(県費)について」の3件を報告しました。

また、事務調査報告として、「第3次府中町教育振興基本計画について」、「第2次府中町スポーツ推進計画について」、「令和8年度主要工事執行計画について」及び「令和8年度児童生徒数について」の4件を説明しました。

「第3次府中町教育振興基本計画及び第2次府中町スポーツ推進計画」については、パブリックコメントの実施結果について報告しました。

また、「令和8年度主要工事執行計画について」は、別紙配布しております「主要工事執行計画表」のとおり、令和8年度に行われる工事における工事概要等の説明を行いました。

「令和8年度児童生徒数について」は、次の学校教育関係で報告します。

3件目は、4月15日火曜日に県庁で開催されました「第1回広島県市町教育長会議」についてです。県教育長のあいさつの後、県教育委員会各部からの施策説明がありました。令和8年度施策と予算についてのパワーポイント資料を配布しておりますが、一部だけ説明させていただきます。この度、教育を取り巻く行政変化として、大きなことが3点あります。一つは、給特法の改正により、公立の義務教育教職員の働き方改革です。次に部活動の地域展開に向けた取組、それから高校教育改革という三本柱がございまして、そのために組織を改正しております。学校働き方改革推進担当を設けて、教育次長直轄で学校の働き方改革を進めていこうということです。それから、豊かな心と身体育成課に部活動改革推進室を設けて、部活動の地域展開をすすめていこうということです。それから、教職員課に教員採用企画室を設けて、教員の確保に向けた取組を強化していこうということです。でございます。

教育長

次に、学校教育関係3件です。

1件目は、「小中学校入学式」についてです。4月9日木曜日、午前中に中学校2校、午後小学校5校の入学式を挙りました。来賓に町長、副町長及び町長代理、また、町議会議員にご出席いただきました。委員の皆様にもご参加いただきましたので、後ほど感想などをお聞かせいただければと思います。

2件目は、総務文教委員会でも報告しました「令和8年度学校別児童・生徒数等」、3件目は、「府中町生徒指導上の諸課題の状況」です。2件目、3件目について、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

まず、令和8年度児童生徒数についてです。

資料「令和8年度 学校別児童・生徒数等一覧」をご覧ください。3つ表があり、上の表が小学校の児童・学級数、中ほどの表は中学校の生徒・学級数で、下の表は参考として学校基本調査の基準日である5月1日時点の児童・生徒数の推移を平成28年度から令和7年度まで記載したものです。上の2つの表は直近、令和8年4月9日現在の数値です。上の表、小学校は、新1年生、通常学級472名、特別支援学級15名、計487名を迎え、児童総数3,059名となりました。昨年の学校基本調査の基準日である5月1日と比較すると、60名の減です。

中ほどの表、中学校は、新1年生、通常学級431名、特別支援学級18名、計449名を迎え、生徒総数1,336名となりました。同様に前年度と比較すると、42名の増です。小中学校の児童生徒総数は、4,395名で、前年度比18名の減です。

児童生徒数については以上です。

続きまして、「府中町生徒指導上の諸課題の状況について」説明します。

資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況（令和8年3月末現在）」をご覧ください。それぞれ、令和2年度から令和7年度まで、各年度の累計を掲載しています。順にご説明します。まず、暴力行為の発生件数です。小学校では対前年度比20%の増、中学校では対前年度比8%の減となりました。

なお、いずれの事案についても、事実確認の上、自分の行動を振り返らせ、謝罪するなどの特別な指導を行っています。

次に、いじめの認知件数です。小学校では対前年度比6%の減、中学校では対前年度比13%の減と、いずれも減少しています。各学校において、学校としていじめを認知し、被害児童生徒や保護者に指導方針を説明したうえで、加害児童生徒への指導等を行っています。

また、事務局としましても、より軽微な段階からの積極的ないじめの認知及び組織的な早期対応・早期解決に向け、各学校におけるいじめ防止に係る研修に指導主事が参加し、指導助言を行っています。

次に、特別な指導の件数です。小学校では対前年度比17%の増、中学校では対前年度比17%の減となりました。

なお、特別な指導が必要となる暴力行為やいじめ等については、学校から随時報告を受けており、その際、事務局では各学校が組織的に対応できるよう、正確な事実確認を行うことや初期対応等について指導助言を行っています。

最後に不登校についてです。小学校では対前年度比8%の増、中学校では対前年度比4%の減となりました。学校では、個々の状況に応じた支援をするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、家庭と連携を図り、校内教育支援センターや一人1台端末の活用その他、府中町教育支援センター「たんぼぼの部屋」やスクールS等の学校外の機関も紹介するなど多様な学び場を提示しており、教育支援センター「たんぼぼの部屋」には、小学生5名、中学生7名の計12名が登録し、うち小学生1名、中学生4名の計5名が学校に復帰しました。

また、広島県教育委員会が設けた不登校支援センター「スクールS」には、小学生2名が在籍しました。今後も、各校の実態を把握しながら、学校とともに取り組んでまいります。

なお、今年度は、昨年度町長に提出した教育委員会の意見書にも記載いただき、予算が確保できたため、現在、事務局において、府中南小学校、府中中央小学校への「校内教育支援センター」の設置に向け、準備を進めているところです。

学校教育関係について、報告は以上です。

教育長

次に、社会教育関係1件で、「公民館開講式」についてです。4月25日土曜日の午前中に府中公民館、午後に府中南公民館の開講式を開催しました。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。

4月25日に実施した公民館開講式について報告します。

府中公民館は、午前10時から府中公民館大ホールにて開催しました。ハロー公民館代表者、館長、教育長のあいさつ、町長の祝辞の後、副館長による公民館ガイダンスを行いました。その後、記念演奏会として、くにし珠萌さん、岡井良枝さんによるソプラノ・ピアノコンサートを行い、透明感のある歌声とピアノ演奏を楽しみました。当日は、220名を超える多数の参加者数でした。

続きまして、府中南公民館は、午後2時から府中南公民館ホールにて開催しました。館長、教育長のあいさつ、町長の祝辞の後、副館長による公民館ガイダンスを行いました。その後、石原有希子さん、浅田真生さん、広島マリimbaガールズの皆さんによるコンサートを行い、華麗なるマリimbaの響きを楽しみました。当日は、300名を超える多数の参加者数でした。

報告は以上です。

教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

入学式にご出席いただきましたので、ご感想等がありましたらお願いします。

松本委員

4月9日木曜日に9時30分から緑ヶ丘中学校の入学式に参加しました。制服を着て初々しい中に希望に溢れている1年生223名がいらっしゃいました。校長先生の挨拶では、生徒さんに隅から隅まで眼差しを向けながら、言葉を伝えておられたのが印象に残りました。心から歓迎をされているのが伝わりました。新入生の挨拶も在校生の挨拶も立派でした。保護者の方々は、椅子が足りないくらい参加され、笑顔で拍手やカメラを撮る喜びの姿がたくさん見られました。子どもさんの成長の喜びを私も一緒に感じさせてもらいました。

午後からは、中央小学校に参加させていただきました。入学式は雨も上がったの式となり、133名の新1年生はとても可愛くて、わくわく感が伝わりました。校長先生のお話もちょうんと聞いていましたし、校長先生からは、自ら伸びるのお話や挨拶の大切さを伝えられました。一緒に挨拶の練習もされ、体育館は素敵な言葉と笑顔で溢れていました。私自身とても気持ちの良い時間を過ごしてもらいました。以上です。

教育長

ほかに何かございますか。

(なし)

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第1号「代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」」を議題といたします。
説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第1号、令和8年4月28日、「代理行為の承認について」、合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

報告第1号「代理行為の承認について」説明いたします。

合同訓令の一部改正について、令和8年4月1日付けで府中町長から府中町教育委員会へ協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和8年4月3日付けで行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。内容としましては、「府中町不当要求行為等対策要綱」の一部改正になります。

新旧対照表をご覧ください。改正を行う第8条は、府中町不当要求行為等対策委員会の組織について規定している条項になります。令和8年4月1日付け人事異動に伴い、会計室長が部長級になることから、部長級以上で構成される対策委員会の委員に会計室長を加えるものです。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第2号「代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第2号、令和8年4月28日、「代理行為の承認について」、学校医等の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

報告第2号について説明します。

別紙「府中町立学校医等名簿」をご覧ください。令和8年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師でございます。委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日です。学校ごとに、左から、学校医主任、学校医の内科、耳鼻科、眼科、外科、学校歯科医、学校薬剤師を表にまとめており、複数校で併任の医師にはアンダーラインを引いております。令和8年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、府中北小学校の学校歯科医が1名、きく歯科医院の津川紀久子医師から、野村歯科医院の野村周平医師に変更となった他、令和7年度末時点のものと変更はございません。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、報告第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第5、第1号議案「府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

ここで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、関係者の退席を求めます。

(松本委員退席)

教育長

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第1号議案、令和8年4月28日、「府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」、府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第1号議案について説明します。

府中町学校運営協議会は、学校の運営及びその運営に必要な支援に関する協議等を行う機関で、保護者、地域住民等が一体となって学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む機関です。

現在の学校運営協議会委員は、昨年、令和6年4月23日に開催された教育委員会会議で議決いただき、その任期は令和6年5月1日から令和8年3月31日までとなっており、全員の任期満了に伴い、府中町学校運営協議会規則第4条に基づき、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。別紙をご覧ください。お一人お一人のご説明は省略しますが、概略について、最初の府中小学校を例にご説明します。府中小学校の表をご覧ください。学校ごとに、氏名、職名等、発令内容、発令年月日を記載しています。学校名の右にカッコ書きで、委員数を記載しており、府中小学校は委員数12名で、令和7年度までと人数の変更はありません。

発令内容は2つ、表の一番上の寺西委員から7行目の奥委員までは、町立学校の教職員や町の職員ではない、いわゆる外部の方に対する委嘱でございます。発令内容は「府中町学校運営協議会委員（府中小学校）を委嘱する。（期間は令和10年3月31日までとする。）」で、その下、校長の青木委員から表の一番下、府中公民館長の屋敷委員までは町立学校の教職員や町の職員等ですので、発令内容は「任命」としてしています。

次の表、府中南小学校は委員数13名です。委員数に変更はありません。

次のページをご覧ください。府中中央小学校は委員数14名で、昨年度から1名増です。その下、府中東小学校は委員数11名で、昨年度から2名増です。

次のページをご覧ください。府中北小学校は委員数12名で、昨年度から1名増です。

その下、府中中学校は委員数13名で、委員数に変更はありません。

次のページをご覧ください。府中緑ヶ丘中学校は委員数15名で、昨年度から1名減です。発令日はいずれも議決の日、委員の任期は、令和10年3月31日までです。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第1号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

松本委員をお呼びしますので、着席されるまで、しばらくお待ちください。

(松本委員着席)

教育長

では次に参ります。日程第6、第2号議案「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第2号議案、令和8年4月28日、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」、府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第2号議案について説明します。

改正の趣旨は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱」を一部改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。国の補助基準額が改正されたことに伴い、第5条第2項の給付限度額について、国と同様4,900円を5,100円に改正するものです。

なお、本改正は、議決日から施行するとともに、令和8年4月1日から適用します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第2号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時57分)